



国海安第58号  
平成23年6月13日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 斉藤 弘 殿

国土交通省海事局安全基準課長  
久保田 秀夫



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。  
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



## 船舶設備規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正について

### 1. 改正の経緯

航海当直船員の居眠り等による事故の状況に鑑み、平成21年6月にIMOにおいて、旅客船及び総トン数150トン以上の旅客船以外の船舶について、船橋航海当直警報装置(BNWA S)の搭載義務付け等に関するSOLAS条約附属書改正案が採択された。

我が国においても、改正内容を担保するため、平成23年5月に船舶設備規程等について所要の改正を行った。

今般、これらの改正を受け、船舶検査心得の改正を行う。

### 2. 改正の概要

#### ①BNWA Sに係る改正

##### ・3-1 船舶設備規程

BNWA Sの適用等に係る解釈、平成23年7月1日前に搭載された装置の要件等を規定

##### ・3-1-6 航海用具の基準を定める告示

BNWA Sの性能要件に係る解釈を規定

#### ②その他の改正

##### ・3-1-3 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の告示

船橋視界に関するMSC Circ. の取入れ

##### ・3-2 船舶救命設備規則

救命いかだの定員の計算を行うために用いる体重の変更(75kg → 82.5kg)

##### ・4-3 船舶区画規程

旅客の移動により生じる傾斜モーメントの算出方法の追加

##### ・9-1 小型船舶安全規則

「海図に類似の刊行物」の追加

##### ・その他形式的修正等